議案第８号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和九年四月一日から施行する。